

狂犬病予防定期集合注射を実施

生後91日以上の犬は、登録と狂犬病予防注射を年一回、4月から6月の間に受けさせることが法律で義務付けられています。次の日程を確認して必ず受けましょう。

狂犬病予防定期集合注射日程（4月）

日(曜日)	時間	会場
5日(火)	9:30~10:30	高来神社駐車場
	11:00~11:30	寺坂老人憩の家
	13:30~14:30	東町二丁目公園
	15:10~15:40	生沢会館
6日(水)	9:30~10:45	大磯町役場
	11:15~11:45	八坂神社(西小磯)
	13:30~14:30	国府新宿福祉館
	15:00~15:30	虫窪老人憩の家
7日(木)	9:30~10:45	なかまる公園
	11:15~11:45	宮ノ上公園
	13:30~14:30	稲荷松公園
	15:00~15:30	ふれあい広場
8日(金)	9:30~10:30	石神台中央公園
	11:00~11:30	黒岩公民館
	13:30~15:00	馬場公園

●注射のみ 3,600円
●注射と登録 6,600円

●愛犬手帳
●通知はがき(登録されている犬の飼い主のみ)
●通知はがきは、4月1日(金)までに届く予定です。

▼注意事項
○犬をしつかりと押さえられる方が連れて来てください。
○受付開始直後は大変混み合いますので、時間に余裕を持って来てください。
○小さいお子さんの同伴は危険ですので、ご遠慮ください。
○実施会場で注射が受けられない場合は、必ず動物病院で受けてください。
○犬の体調が悪い場合や妊娠中の場合は注射が受けられません。かかりつけの獣医師にご相談ください。

登録内容の変更

飼い主の住所変更、犬が死亡した場合や他市町村へ転出した場合などは、届出が必要となります。

※狂犬病予防定期集合注射実施の際に手続きをすることができません。

飼い主のマナー

○散歩中の犬のふんは責任をもって片付け、ふんを回収するための袋やスコップを持ち歩きましょう。
○おしっこ臭いや汚れが気になる方もいます。ペットボトルなどで水を持ち歩き、水で流すなどの配慮をお願いします。

○周りに人が居る場所では、リード(綱)を短くしましょう。



問 環境課(美化センター内)
☎(72) 4438

新連載

飼い主のいない猫を考える①

皆さん、街中で見かける猫について、一つの環境問題として考えてみてください。
『飼い主のいない猫(野良猫)』
ってどうしているの？

疑問に思ったことは、ありませんか。最初から飼い主のいない猫なんて存在しないのです。
「飼い猫が、心ない飼い主に捨てられてしまった。」
「飼っている猫に不妊去勢手術をせずに外に出して、知らずのうちに繁殖をしている。」
などの原因が挙げられます。

もちろん猫を捨てることや、虐待をすることは、『動物の愛護及び管理に関する法律』により罰せられます。

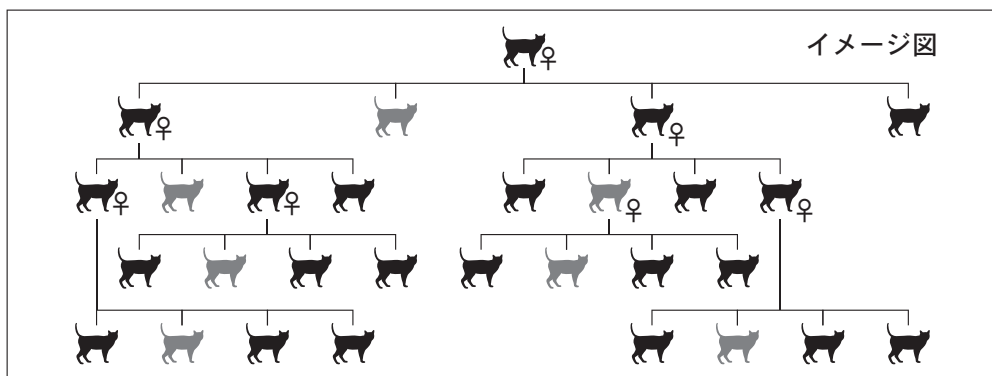
『知っていますか？猫がこんなに増えることを』

メス猫は生後半年で妊娠が可能となり、1回の出産で4〜8匹の子猫を産み、1年に2回の出産が可能と言われています。凶のように、猫は1年で28匹に爆発的に増えてしまいます。

皆さん！どうですか？
単に可愛いからといってえさを与えていませんか？
えさを与えるだけでは、飼い主のいない猫を増やしてしまうだけです。

では、どうしたら飼い主のいない猫は、いなくなるのでしょうか？

うか？皆さん考えてみてください。次号に続きます。



問 環境課(美化センター内)
☎(72) 4438